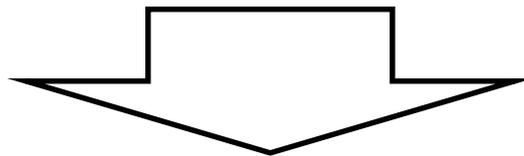


子ども・子育て支援事業計画の見直しの背景

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）の期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画。
- ② 今年度（令和 4 年度）は中間年にあたり、国・県から後期の令和 5 年度・令和 6 年度の計画内容について、必要に応じて見直しを求められている。
- ③ 見直しが必要とされるケースは、ニーズ量見込みの値と実績の値とで 10%以上の乖離が見られる場合である。
- ④ 山北町では、事業によっては 10%以上の乖離が見られるものがあることや、教育・保育定員の変更により、計画策定当初で見込んでいなかった事項を盛り込む必要がある。



山北町子ども・子育て支援事業計画の見直し

令和 5 年度・令和 6 年度の需給計画を変更